

協議第33号 協定項目22 - 27 生涯学習事業の取扱いについて

- 1 生涯学習推進計画については、合併後、新町において速やかに計画を策定する。
- 2 生涯学習推進体制については、合併時は、現行のとおりとし、推進計画策定後、改めて体制の整備を図る。
- 3 生涯学習施設については、新町において引き続き管理運営する。
- 4 社会教育委員については、合併時に再編する。
- 5 社会教育関係団体については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
- 6 成人式については、合併後速やかに再編する。
- 7 芸術文化については、現行のとおりとし、合併後再編する。
- 8 同和教育をはじめとする人権教育推進事業については、新町に引き継ぎ実施することとし、内容については、合併後速やかに再編する。
- 9 体育協会については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 10 スポーツ少年団については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
- 11 体育指導委員については、合併時に再編する。
- 12 体育祭事業については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 13 生涯スポーツ大会については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 14 社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。
- 15 公民館設置運営については、合併時に再編する。
- 16 公民館運営審議会については、合併時に再編する。
- 17 公民館事業開催業務については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
- 18 図書館の設置運営については、合併時に再編する。

協議第34号 協定項目22 - 28 文化財保護事業の取扱いについて

- 1 文化財保護審議会については、合併時に再編する。
- 2 国県村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
- 3 指定文化財保存事業への補助金については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
- 4 行政文書の収集、整理、保存については、合併後速やかに再編する。
- 5 博物館関連施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。